



平成 23 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 川崎 正己  
(コード番号：8060 東証第一部)  
問合せ先 執行役員コミュニケーション本部長  
松阪 喜幸  
(TEL. 03-6719-9095)

### 昭和情報機器株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

キヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 23 年 11 月 9 日開催の取締役会において、下記のとおり、昭和情報機器株式会社（コード番号：6922、JASDAQスタンダード市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び平成 15 年 3 月 28 日開催の対象者第 30 回定時株主総会及び平成 15 年 9 月 29 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 買付け等の目的等

###### （1）本公開買付けの概要

当社は、本日現在、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場している対象者の普通株式を 24,200 株（対象者の第 39 期第 2 四半期報告書（平成 23 年 8 月 11 日提出）に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（13,906,823 株）に占める保有割合（以下「保有割合」といいます。）0.17%（小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において特に別の取扱いを定めていない限り同じです。））所有しておりますが、平成 23 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において、対象者の発行済普通株式（但し、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式及び当社が本日現在所有する対象者の普通株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とする目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんが、応募株券等の数の総数が 5,997,000 株（保有割合：43.12%）（対象者の第 39 期第 2 四半期報告書（平成 23 年 8 月 11 日提出）に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（13,906,823 株）から、本公開買付けを通じて取得す

る予定のない同報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在対象者が所有する自己株式数(1,912,824 株)及び本日現在当社が所有する対象者の普通株式数(24,200 株)を控除した株式数(11,969,799 株)の 50.10%に相当する株式数(5,996,870 株)から単元未満に係る数を切り上げた株式数。なお、対象者の単元株式数は 1,000 株です。)に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従って、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

また、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式(但し、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式及び当社が所有する対象者の普通株式を除きます。)の全てを取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社は、対象者に対し、本公開買付け後に、当社が対象者の発行済普通株式(但し、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式及び当社が所有する対象者の普通株式を除きます。)の全てを取得するための手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)を実施することを求め、対象者を完全子会社化する予定です。

当社は本公開買付けにあたり、対象者の筆頭株主である株式会社マースエンジニアリング(以下「マースエンジニアリング」といいます。)との間で、平成 23 年 11 月 9 日付で公開買付応募契約(以下「本公開買付応募契約」といいます。)を締結し、マースエンジニアリングが所有する対象者の普通株式の全て(所有株式数: 3,600,000 株、保有割合: 25.89%)について本公開買付けに応募する旨を合意しています(なお、本公開買付応募契約の概要については、下記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)。

対象者の平成 23 年 11 月 9 日付「キヤノンマークティングジャパン株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付け及び本完全子会社化手続を含む当社が対象者を完全子会社化するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)及び本公開買付けにおける対象者の普通株式の 1 株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本取引は、長年の経験により蓄積されたノウハウ等の対象者の独自性を最大限に活かしつつ、統一的かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築することにより当社と対象者の各事業領域におけるシナジーを最大化することを可能とするものであり、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、当該対象者取締役会において、本新株予約権については、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値

算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、対象者は、本新株予約権が対象者の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、平成 23 年 11 月 9 日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役（大株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しているマースエンジニアリングの代表取締役会長であり、対象者取締役である古宮重雄氏は、マースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様との間の利益相反が生じる一般的・抽象的なおそれがあるため、上記決議に係る審議及び決議には参加していないとのことですが、古宮重雄氏を除く対象者の全ての取締役が上記決議に係る審議及び決議に参加したとのことです。）の全員一致により行われたとのことです。また、上記の対象者取締役会には、対象者の全ての監査役が出席し、いずれも、対象者取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

## （2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程

当社が本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程は以下のとおりです。なお、以下の記述中の対象者に関する記述は、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社は、昭和 43 年の設立以来、世界 180 カ国以上で幅広い事業を展開するグローバルキヤノングループの一員であり、日本国内市場におけるマーケティング統括会社として、キヤノン株式会社（以下「キヤノン」といいます。）製品の販売、サービス及びマーケティングを統括し、付加価値の高いソリューションを顧客に提供してまいりました。近年においては、卸売業中心の事業展開から情報サービス業への業態変革を志向し経営体質強化を進めております。その一環として、平成 15 年以降は、IT ソリューションビジネス体制構築を段階的に実施し、競争力の強化及びサービスの質的向上に向けた取組みを行っております。

現在、当社においては、「長期経営構想フェーズ II（2011～2015 年）」（以下「長期経営構想」といいます。）を掲げ、またその実行計画として、3 カ年の「中期経営計画」（2011～2013 年）を策定し、本年 1 月よりその実現に努めております。長期経営構想では、「事業創造で新しい成長の道へ」を経営テーマとし、なかでも、事業の多角化及びグローバルに展開するサービス事業会社化を重点戦略としております。そして、平成 27 年には、当社及び当社の子会社・関連会社（併せて以下「当社グループ」といいます。）として、連結売上高 8,500 億円以上を達成するべく挑戦しております。また、「中期経営計画」においては、経営の基本方針のひとつとして、“Beyond CANON, Beyond JAPAN” をキーワードに、キヤノン以外の商品/サービス事業の拡大や、IT ソリューション事業等を中心とする海外市場への進出等、新たな事業領域への展開を図ることを目指しております。

こうした経営戦略のもと、当社はプロダクション事業の拡大を重点戦略のひとつに掲げ、平成 25 年に同事業で売上 500 億円という目標を設定しております。

キヤノングループにおけるプロダクション事業への取り組みとしては、平成 18 年にデジタルオンデマンド印刷機 “imagePRESS シリーズ” の投入により「デジタル商業印刷」分野に本格参入し、市場の拡大を図ってまいりました。また平成 22 年 3 月には、業務用高速プリンター・業務用大判プリンターの世界的メーカーであるオランダの Océ N.V.（以下「オセ社」といいます。）をキヤノングループに迎え入れ、プロダクション市場における事業基盤を大幅に強化しました。本年 6 月末には、オセ社の日本法人である日本オセ株式会社を当社グループに迎え、国内におけるオセ社との連携をさらに強めるとともに、プリントイング分野全般における世界 No.1 の実現に向けた体制強化を進めております。

現在、当社のプロダクション製品のラインナップとしては、企業内でのプリントオンデマンド（POD）を実現するデジタル商業印刷機、集中印刷室などで使用される基幹プリンター、ポスターや CAD、屋外ディスプレー広告向けの大判プリンター、オフセット並みの高画質を実現するクリエイティブアーツ向けプリンターなどの競争力ある製品を取り揃えています。さらに、本年 2 月には業務用フォトプリンター市場に参入することを発表し、キヤノングループが長年培ってきたプリント技術を活かして、写真商材のみならずハイクオリティー POD にまで対応する多彩な高付加価値プリントを実現してまいります。これらに加え、IT ソリューション連携によるワークフローの提案などにより、顧客のニーズに的確に応える最適な製品・ソリューションを提供しております。

一方、対象者は、昭和 48 年に高千穂交易株式会社の漢字情報システム部門が主体となって設立され、昭和 52 年に同社との資本関係を解消した後、平成 2 年には社団法人日本証券業協会に株式を登録し、平成 16 年に JASDAQ 市場に株式を上場しました。

対象者は、設立以来約 39 年に渡り、世界初の漢字プリンターの商品化等、「帳票印刷」の分野において、研究開発型企業として業務処理用プリンター・システムの日本語処理技術をリードしてきました。具体的には、高速連続紙漢字プリンター・システム “SX シリーズ” 等による基幹系プリントシステムに強みを持ち、市場における競争力と幅広い顧客基盤を有しています。特にデータプリントサービス（企業から大量の帳票出力をアウトソースで請け負うサービス）の業界において、多くの電子写真方式高速連続紙プリンターの導入実績を有しております。対象者の強みは、長年の経験で蓄積した日本語情報処理ノウハウによって、独自のプリンターコントローラーを中心とする付加価値の高いシステムを構築し、加えてスキルの高いサポート要員と全国規模の保守体制により、業務用プリンターについて、導入からメンテナンスに至るまでのきめ細かいサポートをトータルで提供できる点にあります。

近年、印刷市場は、紙媒体に対する価値観の変化及び WEB やスマートフォンの普及によるクロスメディア化の加速等により大きなパラダイムシフトを迎え、One to One マーケティングやダイレクトマーケティングといった費用対効果の高いマーケティング手法が求められる中、印刷物に対しては従来の大量印刷から小ロット・多品種印刷化が進むと見られています。また、月次の請求書や利用明細書などのダイレクトメールに、受け手と関連性のある適切なプロモーションメッセージを組み込んで印刷する手法である「トランスプロモ」等の新しいビジネスモデルの普及により、今後は「デジタル商業印刷」と「帳票印刷」のボーダレス化とシームレス化が進んでいくと考えられます。

対象者の事業領域においても、これらの市場環境の変化に加え、データ処理のオープン化の潮流や低コスト化・カラー対応の訴求の高まりを受け、ハードウェア・ソフトウェアの両面において従来の提供価値のさらなる拡大・発展が求められる変革期を迎えております。

また、対象者においては、特に漢字プリンターの主要製品について、国内外のプリンターメーカー等から対象者の仕様書に基づく製品（一部共同開発製品を含む。）の供給を受け、これに 対象者のハードウェアやソフトウェアを付加して独自のシステムを構築し、対象者ブランドによりユーザーに供給する生産販売活動を主たる業務としておりましたが、近年の大手プリンターメーカーによる事業再編やM&Aによる統合に伴い、プリンターメーカーの集約化が進んだことにより、当該業務の継続及び競争力の向上のためにはプロダクション市場に対し競争優位性のある商品を展開できるパートナーとの連携を強化することが喫緊の課題となっております。

このような市場環境の中、当社と対象者は、平成22年11月にオセ社の業務用プリンターの販売において提携を開始し、対象者の「帳票印刷」における販売・サポート力、技術力及び顧客基盤を活かした連携を進めてまいりました。また、当社は本年7月にオセ社高速連続紙プリンターのアジア初のショールームとなる「オセ幕張ショールーム」を開設しましたが、それらの製品保守においても対象者と連携しており、サポート面における協業をより強化しております。当社と対象者は、これらの取り組みと並行して、業務提携という形のみならず、資本を含む経営資源の面からもより一体となった事業運営を行っていくことで生み出される相乗効果について協議を重ねてまいりました。

そして、本年8月からは、本取引についての具体的な検討を開始し、その結果、当社及び対象者は、印刷市場が大きなパラダイムシフトを迎える中、かつ、対象者において、プロダクション市場に対し競争優位性のある商品を展開できるパートナーとの連携を強化することが喫緊の課題となっている中、両社の企業価値をさらに高め、持続的成長を遂げるためには、当社が対象者を完全子会社化し、資本関係を強化するとともに、相互の経営リソースを活用した強固な協業体制を早期に構築することが有益であるとの結論に至りました。

今後、プロダクション市場において「デジタル商業印刷」と「帳票印刷」がシームレスに変化していくことが予想される中、本取引の実現による最大の効果は、これら両分野における双方の強みの相乗効果による事業の拡大であると考えており、具体的には以下の4つの大きなシナジーを期待できるものと考えております。

#### ① 強力な販売体制と優良顧客の獲得

対象者の長年の業歴によって構築された「帳票印刷」分野における優良顧客チャネルと、当社のオフィスデバイス事業及びプロダクション事業で培った顧客基盤は互いに補完し合う関係にあると考えております。これまで当社は企業内印刷を行う大手企業や複写業者を主なターゲットとしていましたが、対象者の顧客チャネルを活用することで、印刷会社を中心とする商業印刷ユーザーへのアプローチが可能になり、対象者においても、当社が培った顧客基盤を利用することで、より幅広いユーザーへのアプローチが可能になります。また、顧客からの要求レベルが高く、専門性が求められる「帳票印刷」分野において対象者が蓄積してきた販売ノウハウをベースに、オセ社の製品を中心とする当社グループにおける業務用プリンターフィールドのビジネス拡大を図ります。

## ② 商材・技術面での強力な補完関係の構築

当社を媒介として、高速連続紙漢字プリンター・システム“SXシリーズ”をはじめとする連続紙プリンターに強みを持つ対象者と、企業内集中印刷室を主なターゲットとするデジタルオンデマンド商業印刷機、オフィスや SOHO 向けの複写機／複合機、デザイン事務所向けの大判プリンターなどカット紙プリンターに強みを持つキヤノン、及び高速連続紙・大判プリンターを取り揃えるオセ社が強固に連携することで、従来よりも厚みを増した幅広いプリントイングシステムが提供可能になります。また、オープン化や低コスト化をはじめとする技術革新を伴うニーズに対しても、オセ社を含むキヤノングループの技術力及びマーケティング力を最大限に活用し、独自性のある高付加価値な製品・ソリューションの展開を図ってまいります。既に本年 3 月及び 9 月にオセ社とキヤノンによる共同開発製品がリリースされていますが、対象者のノウハウが加わることで、より市場ニーズに適した次世代商品開発が可能になると考えております。

## ③ 保守・サービス網の獲得

連続紙プリンターに関するプロフェッショナルサポート体制を持つ対象者と、全国に展開する当社グループのインフラの融合により、広範囲にわたってきめ細かなサービス／サポート体制を構築することが可能になります。また、連続紙プリンター及びカット紙プリンターのサポートを一元的に提供するという他社にない強みを構築することで、顧客の要望に迅速に対応し、さらなる競争力の拡大につなげます。

## ④ アジア圏への事業拡大

2 バイト文字の処理技術を有する対象者のノウハウを活かし、将来的には中国をはじめとするアジア圏へのビジネス展開も視野に入れ、上記のとおり当社が基本方針として掲げている“Beyond JAPAN” の実現に向けて取り組んでまいります。

当社は、対象者を完全子会社化し、長年の経験により蓄積されたノウハウ等の対象者の独自性を最大限に活かしつつ、統一的かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築することにより、各事業領域におけるシナジーを最大化することが、両社の企業価値の向上に資するものと判断し、本取引の一環として、平成 23 年 11 月 9 日開催の当社取締役会にて本公開買付けの実施を決定いたしました。

### （3）本公開買付け後の経営方針

当社は、現時点において、本公開買付け成立後における対象者の経営方針として、各事業領域における当社及び対象者の事業の一体運営によるシナジー創出を早急に実現させるべく、必要な施策並びにその推進体制について協議のうえ、実行に移していく考えです。なお、対象者の現取締役は、原則として本公開買付け成立後も継続して事業運営にあたる予定です。但し、大株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しているマースエンジニアリングの代表取締役会長であり、対象者取締役である古宮重雄氏は、本公開買付けが成立した場合、退任していただく予定です。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者の発行済普通株式（但し、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式及び当社が所有する対象者の普通株式を除きます。）の全てを取得する方針であり、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式（但し、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式及び当社が所有する対象者の普通株式を除きます。）の全てを取得できなかつた場合には、当社は、本公開買付け後に対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、当社が対象者の発行済普通株式（但し、本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式を含み、対象者が所有する自己株式及び当社が所有する対象者の普通株式を除きます。）の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とする予定です。

本株式交換においては、当社を除く対象者の株主の皆様が所有する対象者の普通株式の対価として当社の株式を割当て交付することを予定しており、当社の株式1株以上を割り当てられた対象者の株主の皆様は、当社の株主となります。なお、本株式交換は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の承認決議を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第784条第1項本文に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認決議を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換は、その効力発生日を平成24年5月頃を目指として実施する予定です。本株式交換における株式交換比率は、当社と対象者がそれぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に、当社と対象者が協議・合意のうえで、平成24年1月頃を目指に決定する予定ですが、本株式交換により当社を除く対象者の株主の皆様が受け取る対価（当社の株式。但し、当社株式の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数の売却代金が交付されます。）を決定するに際しては、本公開買付価格及び当社株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案し、本株式交換により対象者の株主の皆様が受け取る対価と本公開買付価格が同等のものになるよう決定することを予定しております。もっとも、当該対価の経済的価値は、本公開買付けと本株式交換の実施時期の違い、当社及び対象者の業績の変動、当社株式の市場株価の変動その他の要因によって影響を受ける可能性があります。

本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、対象者の業績の変動、対象者の普通株式の市場価値及び株式相場の変動その他の事情を踏まえ、最終的には裁判所が判断することになります。

また、当社は、対象者に対して、対象者が所有する自己株式（対象者の第39期第2四半期報告書（平成23年8月11日提出）に記載された平成23年6月30日現在の対象者の所有する自己株式数は1,912,824株、保有割合：13.75%）を、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生までの間に消却するよう要請する予定です。

なお、本完全子会社化手続については、本株式交換に伴い当社又は対象者が受ける法律上・税務上の影響、本株式交換に関連する法務・税務・制度等の改正や当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の保有割合、当社を除く対象者の株主の皆様による対象者の普通株式の所有状況、当社及び対象者の業績の変

動や株式市場の影響等によっては、本株式交換の実施の時期若しくは条件又は完全子会社化の方法に変更が生ずる可能性があります。但し、その場合であっても、当社を除く対象者の株主の皆様が受け取る対価を決定するに際しては、本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一の価格を基準とする予定です。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更内容については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに公表いたします。

#### （5）上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、本日現在、JASDAQ市場に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、本完全子会社化手続により対象者を完全子会社化することを企図しておりますので、その場合には大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者の普通株式の上場廃止後は、対象者の普通株式をJASDAQ市場において取引することはできなくなります。

#### （6）公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は対象者の筆頭株主であるマースエンジニアリングとの間で、平成23年11月9日付で、マースエンジニアリングが所有する対象者の普通株式の全て（所有株式数：3,600,000株、保有割合：25.89%）について本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しております。また、本公開買付応募契約においては、本公開買付けが成立した場合には、マースエンジニアリングは、当社の指定に則して、対象者の株主総会における議決権その他の株主としての権利を行使する旨を合意しております。

#### （7）本公開買付けの公正性を担保するための措置

##### ① 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考とするために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるSMB日興証券株式会社（以下「SMB日興証券」といいます。）に対象者の株式価値の評価を依頼しました。なお、SMB日興証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

SMB日興証券は、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）、市場株価法及び類似上場会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成23年11月8日にSMB日興証券から「株式価値算定書」（以下「本算定書（SMB日興証券）といいます。」）の提出を受けております（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において算定された、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

DCF 法	180 円～250 円
市場株価法	106 円～110 円
類似上場会社比較法	128 円～220 円

DCF 法では、対象者から提供を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

市場株価法では、平成 23 年 11 月 8 日を基準日として、JASDAQ 市場における対象者の普通株式の直近 1 ヶ月間及び直近 3 ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、106 円、110 円（小数点以下四捨五入。以下、単純平均株価の計算において同じです。））を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社（以下「類似会社」といいます。）を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

なお、SMB C 日興証券は本算定において、平成 23 年 11 月 9 日付で対象者より公表された「平成 23 年 12 月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成 23 年 12 月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っています。

当社は、本算定書（SMB C 日興証券）の内容を参考に、当社において実施した買収監査（デューディリジェンス）の結果、対象者の普通株式の市場株価の動向、対象者取締役会における本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者の筆頭株主であるマースエンジニアリング及び対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 23 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 200 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格 200 円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成 23 年 11 月 8 日の JASDAQ 市場における対象者の普通株式の普通取引終値の 105 円に対して 90.48%（小数点以下第三位を四捨五入しており、以下、プレミアムの計算において同じです。）、平成 23 年 11 月 8 日までの過去 1 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 106 円に対して 88.68%、平成 23 年 11 月 8 日までの過去 3 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 110 円に対して 81.82%、平成 23 年 11 月 8 日までの過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 112 円に対して 78.57% のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の保有者は、権利行使時において、原則として対象者の取締役又は従業員等の地位にあることを要するとされております。従って、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないおそれがあることに鑑み、平成 23 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において、本新株予約権の買付価格を本新株予約権 1 個につき 1 円と決定しております。

## ② 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けの買付価格の妥当性を検討するにあたって、当社、マースエンジニアリング及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 11 月 7 日付でみずほ銀行より、本公開買付けにおける買付価格の妥当性を検討するための参考資料として株式価値算定書（以下「本算定書（みずほ銀行）」といいます。）を取得したとのことです。なお、対象者は、みずほ銀行から、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

みずほ銀行は、対象者取締役会から対象者作成の事業計画等の資料を受領し、対象者の事業環境及び事業計画について説明を受け、それらの情報を踏まえて一定の前提及び条件のもとで対象者の株式価値を算定したとのことです。みずほ銀行は、対象者が上場会社であることからマーケットからのアプローチである市場株価法を、また、対象者が事業継続を前提としており、将来年度における事業計画が策定されていることから将来創出するキャッシュ・フローに着目した算定方法である DCF 法を、それぞれ採用して算定を実施したとのことです。上記各手法に基づいて算定された、対象者の普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。なお、みずほ銀行は本算定において、平成 23 年 11 月 9 日付で対象者より公表された「平成 23 年 12 月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成 23 年 12 月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、算定を行ったとのことです。

市場株価法	104 円～114 円
DCF 法	153 円～243 円

市場株価法では、最近の JASDAQ 市場における対象者の普通株式の株価及び取引量を慎重に考慮し、平成 23 年 11 月 4 日を算定基準日として算定基準日から直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間における出来高加重平均株価（それぞれ、104 円、108 円、114 円（小数点以下四捨五入。））を基に、対象者の普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 104 円～114 円と算定したとのことです。

DCF 法では、対象者作成の事業計画及び対象者経営陣とのインタビューを踏まえて、対象者が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを予測し、一定の割引率で割り戻した現在価値をもとに企業価値を評価し、対象者の普通株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 153 円～243 円と算定したとのことです。

なお、みずほ銀行は、当社、マースエンジニアリング及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

また、対象者は、本新株予約権については、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定書を取得していないとのことです。

### ③ 対象者のプロジェクトチームによる検討・協議・交渉等

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社からの本取引に関する提案を受け、本取引が実施された場合、対象者の普通株式は上場廃止となり、当社を除く対象者の株主の皆様には当社の株式（但し、当社の株式の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数の売却代金）が交付されることが予定されていることなどから、対象者が本取引の実施の是非について判断するにあたっては、当社を除く対象者の株主の皆様の利益保護を最大限考慮し、慎重に検討する必要があること、及び対象者の発行済株式数の25.89%はマースエンジニアリングが所有しており、かつ、対象者取締役の古宮重雄氏は、マースエンジニアリングの代表取締役会長を兼任していることから、マースエンジニアリングが、本取引に係る意思決定に際して、対象者取締役会に対して一定の影響を与える一般的・抽象的なおそれがあることは完全には否定できないところ、マースエンジニアリングとマースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様は、その保有する株式数の規模が大きく異なることなどから、本取引の成立そのものや、いかなるストラクチャーが採用されるかということについて、必ずしも完全に利害が一致しているとは言えない状況にあるため、本取引の実施の是非を決定するに際して、対象者取締役会とマースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様との間の利益相反が生じる一般的・抽象的なおそれがあることも完全には否定できないことに鑑み、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を可及的に排除することで利益相反のおそれを回避することを目的として、平成23年10月11日付で、マースエンジニアリングの代表取締役会長を兼任する古宮重雄氏を除く対象者の全ての取締役（富山貢太郎氏、中澤祐一氏、大崎幸夫氏、喜多文夫氏、莊司純二氏及び大西泰雄氏）で構成されるプロジェクトチーム（以下「対象者プロジェクトチーム」といいます。）を設置することとし、対象者プロジェクトチームにおいて、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を含みます。）の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討を行うとともに、当社との間で本取引に関する協議及び交渉を行ったとのことです。

なお、対象者取締役である古宮重雄氏は、大株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しているマースエンジニアリングの代表取締役会長を兼任していることから、対象者プロジェクトチームのメンバーに選任されておらず、また、対象者プロジェクトチームにおける上記の検討、協議及び交渉に一切関与していないとのことです。

### ④ 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、平成23年10月11日、対象者プロジェクトチームは、本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、対象者取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、本公開買付け後の少数株主を含む一般株主（以下「少数株主等」といいます。）にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、当社、マースエンジニアリング及び対象者取締役会からの独立性が高い対象者社外監査役である橋岡宏成氏（弁護士、ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所）並びに外部有識者である太田大三氏（弁護士・弁理士、丸の内総合法律事務所）及び石原鉄

也氏（公認会計士、太陽 ASG 有限責任監査法人）の 3 名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a) 本取引の目的の正当性、(b) 本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c) 本取引により当社の少数株主等に交付される対価の公正性及び(d) 本取引が当社の少数株主等にとって不利益であるか否かを諮問し、これらの点についての答申を対象者プロジェクトチームに提出することを委嘱したことです。

第三者委員会は、平成 23 年 10 月 13 日より同年 11 月 7 日まで合計 5 回開催され、上記諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、対象者プロジェクトチーム並びに対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ銀行及びリーガル・アドバイザーである TM I 総合法律事務所から、当社の提案内容、みずほ銀行及び TM I 総合法律事務所の当社及び対象者からの独立性並びに本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、みずほ銀行が作成した本算定書（みずほ銀行）及びみずほ銀行からの助言を参考にするとともに、みずほ銀行から、当該本算定書（みずほ銀行）に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、また、必要に応じて、TM I 総合法律事務所から、本取引に係る手続の公正性等について助言を得たとのことです。

第三者委員会は、このような経緯のもとで、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成 23 年 11 月 7 日に、対象者プロジェクトチームに対し、(a) 本取引により対象者の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b) 本取引に係る交渉過程の手續は公正であり、(c) 本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は公正であり、(d) 上記 (a) 乃至 (c) その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を提出したことです。

##### ⑤ 独立した法律事務所からの対象者への助言

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、マースエンジニアリング及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである TM I 総合法律事務所を選任し、TM I 総合法律事務所から、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得たとのことです。

##### ⑥ 利害関係のない対象者取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 23 年 11 月 9 日開催の対象者取締役会において、みずほ銀行から取得した本算定書（みずほ銀行）及び助言、TM I 総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会から提出された答申書並びに対象者プロジェクトチームによる検討、協議及び交渉の結果を踏まえ、本取引及び本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本取引は、長年の経験により蓄積されたノウハウ等の対象者の独自性を最大限に活かしつつ、統一的かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築することにより当社と対象者の各事業領域におけるシナジーを最大化することを可能とするものであり、対象者の財務状況、

事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、当該対象者取締役会において、本新株予約権については、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、対象者は、本新株予約権が対象者の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、平成 23 年 11 月 9 日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役（大株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しているマースエンジニアリングの代表取締役会長であり、対象者取締役である古宮重雄氏は、マースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様との間の利益相反が生じる一般的・抽象的なおそれがあるため、上記決議に係る審議及び決議には参加していないとのことですが、古宮重雄氏を除く対象者の全ての取締役が上記決議に係る審議及び決議に参加したとのことです。）の全員一致により行われたとのことです。また、上記の対象者取締役会には、対象者の全ての監査役が出席し、いずれも、対象者取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	昭和情報機器株式会社	
② 所 在 地	東京都港区南青山一丁目 15 番 9 号 第 45 興和ビル	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼社長執行役員 中澤 祐一	
④ 事 業 内 容	高速漢字情報処理システム等の開発及び販売	
⑤ 資 本 金	2,744,673 千円	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 48 年 1 月 24 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 23 年 6 月 30 日現 在)	株式会社マースエンジニアリング	25.88%
	昭和情報機器従業員持株会	4.12%
	昭和情報機器取引先持株会	2.87%
	小林 公子	1.66%
	村形 清	1.60%
	住商情報システム株式会社	1.51%

	エービーエヌ アムロ グローバル カストディー エヌヴィ 430000 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部 1.43% シンフォニアテクノロジー株式会社 1.36% 株式会社みずほ銀行 1.30% 小林 実 0.89%
(8) 上場会社と対象者の関係	
資 本 関 係	公開買付者は、対象者普通株式 24,200 株（保有割合 0.17%）を所有しております。
人 的 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社及び当社の関係会社は対象者との間で、対象者に対するプリンターマシン等の販売取引を行っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

## (2) 目程等

### ① 日程

取 締 役 会 決 議	平成 23 年 11 月 9 日(水曜日)
公 开 買 付 開 始 公 告 日	平成 23 年 11 月 10 日(木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公 开 買 付 届 出 書 提 出 日	平成 23 年 11 月 10 日(木曜日)

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成 23 年 11 月 10 日(木曜日) から平成 23 年 12 月 20 日(火曜日) まで(28 営業日)

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、30 営業日、平成 23 年 12 月 22 日(木曜日) までとなります。

### (3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 200 円

本新株予約権 1 個につき、金 1 円

### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

##### (i) 普通株式

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考とするために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである SMB C 日興証券に対象者の株式価値の評価を依頼しました。

SMB C 日興証券は、DCF 法、市場株価法及び類似上場会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成 23 年 11 月 8 日に SMB C 日興証券から本算定書(SMB C 日興証券) の提出を受けております（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において算定された、対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

DCF 法	180 円～250 円
市場株価法	106 円～110 円
類似上場会社比較法	128 円～220 円

DCF 法では、対象者から提供を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

市場株価法では、平成 23 年 11 月 8 日を基準日として、JASDAQ 市場における対象者の普通株式の直近 1 ヶ月間及び直近 3 ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、106 円、110 円）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似上場会社比較法では、類似会社を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

なお、SMB C 日興証券は本算定において、平成 23 年 11 月 9 日付で対象者より公表された「平成 23 年 12 月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成 23 年 12 月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っています。

当社は、本算定書（SMB C 日興証券）の内容を参考に、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者の普通株式の市場株価の動向、対象者取締役会における本公開買付けへの賛同の可否及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者の筆頭株主であるマースエンジニアリング及び対象者との協議・交渉を経て、本公開買付価格

を1株当たり200円とすることを決定いたしました。

本公開買付価格200円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成23年11月8日のJASDAQ市場における対象者の普通株式の普通取引終値の105円に対して90.48%、平成23年11月8日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値106円に対して88.68%、平成23年11月8日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値110円に対して81.82%、平成23年11月8日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値112円に対して78.57%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

#### (ii) 新株予約権

本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、対象者の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の保有者は、権利行使時において、原則として対象者の取締役又は従業員等の地位にあることを要するとされております。従って、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないおそれがあることに鑑み、本新株予約権の買付価格を、本新株予約権1個につき1円と決定いたしました。

### ② 算定の経緯

#### (本公開買付価格の決定に至る経緯)

近年、印刷市場は、紙媒体に対する価値観の変化及びWEBやスマートフォンの普及によるクロスメディア化の加速により大きなパラダイムシフトを迎える中、One to Oneマーケティングやダイレクトマーケティングといった費用対効果の高いマーケティング手法が求められる中、印刷物に対しては従来の大量印刷から小ロット・多品種印刷化が進むと見られています。また、月次の請求書や利用明細書などのダイレクトメールに、受け手と関連性のある適切なプロモーションメッセージを組み込んで印刷する手法である「トランスポロモ」等の新しいビジネスモデルの普及により、今後は「デジタル商業印刷」と「帳票印刷」のボーダレス化とシームレス化が進んでいくと考えられます。

対象者の事業領域においても、これらの市場環境の変化に加え、データ処理のオープン化の潮流や低コスト化・カラー対応の訴求の高まりを受け、ハードウェア・ソフトウェアの両面において従来の提供価値のさらなる拡大・発展が求められる変革期を迎えております。

このような市場環境の中、当社と対象者は、平成22年11月にオセ社の業務用プリンターの販売において提携を開始し、対象者の「帳票印刷」における販売・サポート力、技術力及び顧客基盤を活かした連携を進めてまいりました。また、当社は本年7月にオセ社高速連続紙プリンターのアジア初のショールームとなる「オセ幕張ショールーム」を開設しましたが、それらの製品保守においても対象者と連携しており、サポート面における協業をより強化しております。当社と対象者は、これらの取り組みと並行して、業務提携という形のみならず、資本を含む経営資源の面からもより一体となった事業運営を行っていくことで生み出される相乗効果について協議を重ねてまいりました。そして、本年8月からは、本取引についての具体的な検討を開始し、その結果、当社及び対

象者は、印刷市場が大きなパラダイムシフトを迎えるにあたり、対象者において、プロダクション市場に対し競争優位性のある商品を展開できるパートナーとの連携を強化することが喫緊の課題となっている中、両社の企業価値をさらに高め、持続的成長を遂げるためには、当社が対象者を完全子会社化し、資本関係を強化するとともに、相互の経営リソースを活用した強固な協業体制を早期に構築することが有益であるとの結論に至り、当社は、平成 23 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により、本公開買付価格を決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである SMB C 日興証券に本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。なお、SMB C 日興証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

SMB C 日興証券は、DCF 法、市場株価法及び類似上場会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成 23 年 11 月 8 日に SMB C 日興証券から「本算定書（SMB C 日興証券）」の提出を受けております（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

(ii) 当該意見の概要

SMB C 日興証券が、DCF 法、市場株価法及び類似上場会社比較法の各手法において算定した、対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

DCF 法	180 円～250 円
市場株価法	106 円～110 円
類似上場会社比較法	128 円～220 円

DCF 法では、対象者から提供を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

市場株価法では、平成 23 年 11 月 8 日を基準日として、JASDAQ 市場における対象者の普通株式の直近 1 ヶ月間及び直近 3 ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、106 円、110 円）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

類似上場会社比較法では、類似会社を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

なお、SMB C 日興証券は本算定において、平成 23 年 11 月付で対象者より公表された「平成 23 年 12 月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の平成 23 年 12 月期の通期業績予想の内容を予め考慮したうえで、評価を行っています。

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、本算定書（SMB C 日興証券）の内容を参考に、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者の普通株式の市場株価の動向、対象者取締役会における本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者の筆頭株主であるマースエンジニアリング及び対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 23 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 200 円とすることを決定いたしました。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の保有者は、権利行使時において、原則として対象者の取締役又は従業員等の地位にあることを要するとされております。従って、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないおそれがあることに鑑み、平成 23 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において、本新株予約権の買付価格を本新株予約権 1 個につき 1 円と決定しております。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置)

(i) 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、上記「(本公開買付価格の決定に至る経緯)」のとおり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである SMB C 日興証券に本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼し、SMB C 日興証券より、本算定書（SMB C 日興証券）を平成 23 年 11 月 8 日に取得しております。

(ii) 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者取締役会は、本公開買付けの買付価格の妥当性を検討するにあたって、当社、マースエンジニアリング及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ銀行に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 11 月 7 日付でみずほ銀行より、本算定書（みずほ銀行）を取得したことです。

(iii) 対象者のプロジェクトチームによる検討・協議・交渉等

対象者は、当社からの本取引に関する提案を受け、本取引が実施された場合、対象者の普通株式は上場廃止となり、当社を除く対象者の株主の皆様には当社の株式（但し、当社の株式の 1 株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数の売却代金）が交付されることが予定されていることなどから、対象者が本取引の実施の是非について判断するにあたっては、当社を除く対象者の株主の皆様の利益保護を最大限考慮し、慎重に検討する必要があること、及び対象者の発行済株式数の 25.89% はマースエンジニアリングが所有しており、かつ、対象者取締役の古宮重雄氏は、マースエンジニアリングの代表取締役会長を兼任していることから、マースエンジニアリングが、本取引に係る意思決定に際して、対象者取締役会に対して一定の影響を与える一般的・抽象的なおそれがあることは完全には否定できないところ、マースエンジニアリングとマースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様は、その保有する株式数の規模が大きく異なることなどから、本取引の成立そのものや、いかなるストラク

チャーが採用されるかということについて、必ずしも完全に利害が一致しているとは言えない状況にあるため、本取引の実施の是非を決定するに際して、対象者取締役会とマースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様との間の利益相反が生じる一般的・抽象的なおそれがあることも完全には否定できないことに鑑み、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を可及的に排除することで利益相反のおそれを回避することを目的として、平成 23 年 10 月 11 日付で、マースエンジニアリングの代表取締役会長を兼任する古宮重雄氏を除く対象者の全ての取締役（富山貢太郎氏、中澤祐一氏、大崎幸夫氏、喜多文夫氏、莊司純二氏及び大西泰雄氏）で構成される対象者プロジェクトチームを設置することとし、対象者プロジェクトチームにおいて、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、本公開買付けの買付条件（本公開買付価格及び本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格を含みます。）の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討を行うとともに、当社との間で本取引に関する協議及び交渉を行ったとのことです。

なお、対象者取締役である古宮重雄氏は、大株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しているマースエンジニアリングの代表取締役会長を兼任していることから、対象者プロジェクトチームのメンバーに選任されておらず、また、対象者プロジェクトチームにおける上記の検討、協議及び交渉に一切関与していないとのことです。

(iv) 対象者における第三者委員会の設置

対象者プロジェクトチームは、平成 23 年 10 月 11 日、本取引に関する対象者取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、対象者取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、本公開買付け後の少数株主等にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、当社、マースエンジニアリング及び対象者取締役会からの独立性が高い対象者社外監査役である橋岡宏成氏（弁護士、ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所）並びに外部有識者である太田大三氏（弁護士・弁理士、丸の内総合法律事務所）及び石原鉄也氏（公認会計士、太陽 ASG 有限責任監査法人）の 3 名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a) 本取引の目的の正当性、(b) 本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c) 本取引により当社の少数株主等に交付される対価の公正性及び (d) 本取引が当社の少数株主等にとって不利益であるか否かを諮問し、これらの点についての答申を対象者プロジェクトチームに提出することを委嘱したとのことです。

第三者委員会は、平成 23 年 10 月 13 日より同年 11 月 7 日まで合計 5 回開催され、上記諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、対象者プロジェクトチーム並びに対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ銀行及びリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、当社の提案内容、みずほ銀行及び TMI 総合法律事務所の当社及び対象者からの独立性並びに本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的な内容等について説明を受け、これらの点に関する質疑

応答を行ったとのことです。さらに、みずほ銀行が作成した本算定書（みずほ銀行）及びみずほ銀行からの助言を参考にするとともに、みずほ銀行から、当該本算定書（みずほ銀行）に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、また、必要に応じて、TMI 総合法律事務所から、本取引に係る手続の公正性等について助言を得たとのことです。

第三者委員会は、このような経緯のもとで、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成 23 年 11 月 7 日に、対象者プロジェクトチームに対し、(a) 本取引により対象者の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b) 本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、(c) 本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は公正であり、(d) 上記 (a) 乃至 (c) その他の事項を前提にすると、本取引は対象者の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

(v) 独立した法律事務所からの対象者への助言

対象者取締役会は、本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、マースエンジニアリング及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所を選任し、TMI 総合法律事務所から、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得たとのことです。

(vi) 利害関係のない対象者取締役及び監査役全員の承認

対象者は、平成 23 年 11 月 9 日開催の対象者取締役会において、みずほ銀行から取得した本算定書（みずほ銀行）及び助言、TMI 総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会から提出された答申書並びに対象者プロジェクトチームによる検討、協議及び交渉の結果を踏まえ、本取引及び本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本取引は、長年の経験により蓄積されたノウハウ等の対象者の独自性を最大限に活かしつつ、統一的かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築することにより当社と対象者の各事業領域におけるシナジーを最大化することを可能とするものであり、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたことです。また、対象者は、当該対象者取締役会において、本新株予約権については、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしたことです。なお、対象者は、本新株予約権が対象者の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様が応募する場合においてその譲渡を承

認することを予定していないとのことです。

本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、平成 23 年 11 月 9 日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役（大株主として当社との間で本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しているマースエンジニアリングの代表取締役会長であり、対象者取締役である古宮重雄氏は、マースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様との間の利益相反が生じる一般的・抽象的なおそれがあるため、上記決議に係る審議及び決議には参加していないとのことですが、古宮重雄氏を除く対象者の全ての取締役が上記決議に係る審議及び決議に参加したとのことです。）の全員一致により行われたとのことです。また、上記の対象者取締役会には、対象者の全ての監査役が出席し、いずれも、対象者取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

### ③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である SMB C 日興証券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

#### （5） 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,196,799 株	5,997,000 株	一株

（注 1） 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,997,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,997,000 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 2） 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。

（注 3） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注 4） 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である 12,196,799 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の第 39 期第 2 四半期報告書（平成 23 年 8 月 11 日提出）に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（13,906,823 株）に、同報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数の最大数（227,000 株）を加え、本公開買付けを通じて取得する予定のない同報告書に記載された平成 23 年 6 月 30 日現在の対象者の所有する自己株式数（1,912,824 株）及び本日現在公開買付者が所有する対象者の普通株式（24,200 株）を控除した株式数（12,196,799 株）です。

（注 5） 公開買付期間の末日までに、本新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は移転される対象者の普通株式も本公開買付けの買付け等の対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	24 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.20%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一 個	(買付け等前における株券等所有割合 - %)
買付予定の株券等に係る議決権の数	12,196 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	11,936 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(12,196,799株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第39期第2四半期報告書(平成23年8月11日提出)記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある普通株式及び単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数(13,906,823株)に同報告書に記載された平成23年6月30日現在の本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数の最大数(227,000株)を加え、同報告書に記載された平成23年6月30日現在の対象者の所有する自己株式数(1,912,824株)を控除した株式数(12,220,999株)に係る議決権の数12,220個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 2,439,359,800円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数(12,196,799株)に本公開買付価格(200円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成23年12月28日(水曜日)

なお、法第27条の10第3項の規定により公開買付期間が延長される場合には、平成23年12月30日(金曜日)となります。

### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、下記（11）に記載する公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

### ④ 株券等の返還方法

下記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後遅滞なく、公開買付代理人の応募株主口座上で応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。新株予約権については、応募に際して提出した書類を応募株主等（外国の居住者である新株予約権の保有者の場合はその常任代理人）に対して郵送又は交付します。

## (9) その他買付け等の条件及び方法

### ① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（5,997,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（5,997,000 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 5 号、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続ください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続ください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の S M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂

正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成23年11月10日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

#### (1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付けの後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」の記載をご参照ください。

#### (2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

##### ① 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません

##### ② 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成23年11月9日開催の対象者取締役会において、みずほ銀行から取得した本算定書（みずほ銀行）及び助言、TMI総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会から提出された答申書並びに対象者プロジェクトチームによる検討、協議及び交渉の結果を踏まえ、本取引及び本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本取引は、長年の経験により蓄積されたノウハウ等の対象者の独自性を最大限に活かしつつ、統一的かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築することにより当社と対象者の各事業領域におけるシナジーを最大化することを可能とするものであり、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、当該対象者取締役会において、本新株予約権については、当社が取得してもこれを行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、対象者は、本新株予約権が対象者の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであることに鑑み、本新株予約権の保有者の皆様が応募する場合においてその譲渡を承認することを予定していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、平成23年11月9日開催の対象者取締役会において、決議に参加した取締役（大株主として当社との間で

本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結しているマースエンジニアリングの代表取締役会長であり、対象者取締役である古宮重雄氏は、マースエンジニアリング以外の対象者の株主の皆様との間の利益相反が生じる一般的・抽象的なおそれがあるため、上記決議に係る審議及び決議には参加していないとのことですが、古宮重雄氏を除く対象者の全ての取締役が上記決議に係る審議及び決議に参加したとのことです。）の全員一致により行われたとのことです。また、上記の対象者取締役会には、対象者の全ての監査役が出席し、いずれも、対象者取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

#### （2）決算短信の公表について

対象者は、平成 23 年 11 月 9 日に「平成 23 年 12 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場なく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

##### i 損益の状況

決算年月	平成 23 年 12 月期第 3 四半期累計期間 (自 平成 23 年 1 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)
売上高（千円）	7,653,078
売上原価（千円）	4,677,075
販売費及び一般管理費（千円）	3,051,566
営業外収益（千円）	66,375
営業外費用（千円）	29,228
四半期純利益（四半期純損失）（千円）	△291,743

##### ii 1 株当たりの状況

決算年月	平成 23 年 12 月期第 3 四半期累計期間 (自 平成 23 年 1 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)
1 株当たり四半期純利益（円）	△24.32
1 株当たり配当額（円）	—
1 株当たり純資産額（円）	431.16

#### （3）配当予想の修正について

対象者は、平成 23 年 11 月 9 日に「平成 23 年 12 月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成 23 年 11 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、配当予想を修正し、平成 23 年 12 月期の期末配当を行なわないことを決議したとのことです。

(4) 業績予想の修正について

対象者は、平成 23 年 11 月 9 日に「平成 23 年 12 月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
前回発表予想(A) (平成 23 年 8 月 10 日発表)	百万円 12,688	百万円 332	百万円 368	百万円 100	円 銭 8.34
今回発表予想(B)	11,179	138	173	△90	△7.50
増減額(B - A)	△1,509	△194	△195	△190	—
増減率 (%)	△11.9	△58.4	△53.0	—	—
(参考) 前期 (平成 22 年 12 月期) 実績	12,178	△44	△39	△86	△6.86

以上